

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第2回 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会

1 日時 : 令和6年9月27日(金) 15:00~15:36

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 2人(定数3人)
佐藤 千尋
丸谷 浩介(部会長)

【労働者代表委員】 3人(定数3人)
野中 篤志
牧原 広幸
三島 慎一

【使用者代表委員】 3人(定数3人)
志賀 健一
庄崎 秀昭
久田 裕彦

【福岡労働局】 田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議事

- (1) 関係資料の説明について
- (2) 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について
- (3) その他

5 審議内容

以上をまとめますと、特定最低賃金額の改正金額は、1時間 992 円及び現在の鉄鋼業最低賃金である 1 時間 1,053 円を超えて、かつ、協定最低賃金額 1 時間 1,326 円を超えない金額の答申が必要となることに御留意願います。

続きまして、9 ページの資料No. 2 と 11 ページの資料No. 3 について、担当より説明します。

専門監督官

9 ページの資料No. 2 を御覧ください。労働者代表からの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書です。8 月 21 日に開催された第 5 回本審において、特定最低賃金 5 業種の労使の代表者から意見聴取を行った際に提出されたものです。労働者代表の改正決定の必要性に関する意見は、有です。以下概要を申し上げます。

鉄鋼産業は、我が国の基幹産業として、今後も経済、産業をリードしていく立場にある。そのリーディング産業に相応しい優秀な人材を確保する上で、特定最低賃金の引上げは、産業全体の魅力を高めることにつながる極めて重要な取り組みであると受け止めている。鉄鋼産業を取り巻く環境は、自動車分野など半導体の供給難の解消などによって、需要の回復を見せていた昨年と比較すると、需要が減少傾向にあることや、建設分野においても大型物件を中心に底堅いものの、建設コスト上昇などによって住宅の需要が弱いと見通されているなど、引き続き、国内外の経済動向と合わせて鋼材需要の変化についても十分注視していく必要がある。

こうした環境の中、グローバル競争下で、我が国の鉄鋼業が他国の鉄鋼業と同列に並んで競争していくためには、サプライチェーンを含めた日本鉄鋼業全体の底上げが必要である。

鉄鋼産業の職場実態については、専門性が高く、危険を伴う作業が多いため、その就業には一定期間の教育訓練や高い熟練度が必要となる。また、高熱重筋職場とも呼ばれ、特に今年のような猛暑日が続く中にある場合は、一般的な作業環境とは異なり、言わば特殊な環境での作業を余儀なくされている。こうした、専門性が高く厳しい作業環境の中で、懸命に頑張っている労働者の活力発揮に向け、魅力的な賃金水準を示すことが必要である。

今後、鉄鋼産業、企業を発展させていくためには、特定最低賃金において議論することは極めて重要である。したがって、特定最低賃金の改正に当たっては「改正の必要性有り」を前提に当該労使で十分な意思疎通を図った上で、真摯に協議する必要があるものとする。

次に、使用者代表の意見です。11 ページの資料No. 3 を御覧ください。使用者代表からの特定最低賃金の改正決定の必要背の有無に関する意見書です。使用者代表の改正決定の必要性に関する意見は、有です。以下概要を申し上げます。

鉄鋼業界を取り巻く状況について、日本鉄鋼連盟の発表によると、2023 年度の国内粗鋼生産量は、前年度に比べ 1.1 パーセント減となり、減少は 2 年連続であった。

生産量減少の理由は資材高騰や工期の遅れで建設向けが低迷したほか、中国の景気減速により外需も振るわなかったためである。また、2024年度について、6月の粗鋼生産量は、702.2万トンと前月比2.0パーセント減、前年同月比4.2パーセント減となっている。当面の経済及び鉄鋼需要は地政学リスクや中国経済の低迷長期化とそれに伴う鉄鋼需給バランスの悪化など下振れ要因をはらんでおり、慎重に動向を注視する必要がある。

今年の春闘では、物価高への対応のみならず、労働力確保に向けた、人への投資として、高水準の賃金改善（賃上げ）が実現した。高熱重筋作業や交代勤務といった厳しい労働条件の下、勤務する者が多い鉄鋼業の特定最低賃金においても、特定最低賃金の改正は必要と考える。

一方で、今年の春闘の結果を見ると、経団連調べの大手企業を中心とした賃上げ率は5.58パーセントであったのに対し、日本商工会議所調べの中小企業の賃上げ率では3.62パーセントとの集計結果が発表されており、大企業と中小企業間で格差があることも配慮すべきである。鉄鋼業は裾野が広い産業であることから鑑みても、支払い能力を超えた過度な引上げにより倒産や廃業を招き、地域の雇用が失われることに繋がることのないよう取り扱う必要があると考える。

特定最低賃金の引上げ可否及びその額について、労働者代表委員及び公益代表委員と十分な議論の上、慎重に決定したいと考える。

要旨の説明は以上です。

部会長 はい、ありがとうございます。
それでは、ただ今の説明につきまして、何かございませんでしょうか。

労使委員 (質問等なし)

部会長 よろしいですか。
それでは引き続きまして、次に、議事(2)の「福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について」です。
最初に、引上げについての具体的な金額と、その基本的な御主張をお聞かせいただきたいと思えます。
まず、労働者代表委員からお願いします。

野中委員 それでは労働者側の考え方として、私、野中の方から触れさせていただきたいと思えます。
先ほど資料説明でもありました9ページ資料No.2の中で改正の必要性有りと、記載された意見書で最後に述べた内容と重複することになります。
先ほど最低賃金の引上げにつきましては、未組織労働者を含めた全ての労働者の賃金、労働条件の底上げに寄与し、産業全体の魅力を高めることに繋がる極めて重

要な取組であるという受け止めのもと、こうした中、本年におきましては物価高騰など生活者の負担が大きくなっていることを受けて、私たちの上部組織であります連合を中心に春季生活闘争においては過去に例を見ない賃金改正の成果を獲得してきております。

そのことで特定最低賃金の審議に先立って行われました地域別最低賃金の審議におきましても 51 円が引き上げられ、992 円という額が示されたものと考えております。

こうした足元の状況を考慮しながら、鉄鋼業最低賃金の審議を行うに当たりまして、鉄鋼産業における現在の過酷な労働環境、更には優秀な人材確保、定着といった、喫緊の課題を克服するためにも、今実践しておくべきことは魅力ある労働条件の大前提であります入口の賃金となる鉄鋼業最低賃金の引上げであると考えております。

それで、本日は、鉄鋼業最低賃金の引上げ額に当たりましては、先ほど述べました福岡県における地域別最低賃金が 941 円から 992 円に引き上げられた際の引上げ率が、5.42 パーセントであるというところを踏まえまして、鉄鋼業の特定最低賃金 1,053 円に換算した場合、57 円という数字になるかと思えます。

したがって、このプラス 57 円、1,110 円を目指し、求めていきたいと、これが労働者側の考えということで提示させていただきます。

以上です。

部 会 長 ありがとうございます。

それでは、次に使用者代表委員からお願いいたします。

久 田 委 員 日本製鉄の久田でございます。

使用者側の意見について、先ほど御紹介いただきました 11 ページの資料 3 と重複いたしますが、使用者側のスタンス、それから引上げ額について述べさせていただきます。

まず、鉄鋼業を取り巻く環境についてですが、日本経済はコロナ禍からあけてインバウンド需要やサービス消費等のけん引で緩やかに持ち直している一方、日本国内の鋼材消費は年率 2,500 万トンレベルと弱含み基調となっています。具体的に申し上げますと、自動車分野は品証問題等により減産しており、その解消が下期以降と想定されています。建設機械、産業機械等は外需減速により低水準で横ばいとなっており、住宅投資、設備投資等も弱含みで推移しています。建設分野も人手不足や物流、建設コスト上昇等があり、中小案件を中心に減少してきています。

鉄鋼業の経済状況は労働者側の認識とほぼ一致しています。少し加えますと、鉄鋼業特有の鋼材市況については、中国や欧州を中心とした鋼材需要の低迷がありますけれども、依然として中国の高位生産が継続しており、市況低迷のみならず、各国での通商措置を連鎖的に誘発している状況にあります。行き場を失った中国材の

中東、中南米、アフリカ等遠隔地への還流を受け、競争が激化している状況にあります。

このように、鉄鋼業を取り巻く環境は弱含み基調となっており、厳しい状況にあるという認識であります。こうした中で今回の使用者側のスタンスですが、先行きに不透明感があるが、物価上昇や生活コスト増加への対応、労働者のモチベーション向上、人材の確保などの観点から、今次春季交渉において、鉄鋼業全体として大幅な賃上げを実現したところであります。

特定最低賃金についても、同様の考え方から引上げは必要であると認識するものの、先ほどに述べました事実環境に鑑み、慎重に判断する必要があると認識しています。

具体的な改正額につきまして、使用者代表委員で慎重に議論した結果、本年度の特定最低賃金については、地域別最低賃金の引上げ額と同等のプラス 51 円とし、1,104 円としたいと考えております。

以上です。

部 会 長

はい、ありがとうございます。

それでは労働者側、使用者側から御意見を伺ったところですが、それぞれの主張につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

労 使 委 員

(質問等なし)

部 会 長

よろしいでしょうか。

現段階で私の方からまとめて額だけでも申し上げますと、労働者代表委員の御主張がプラス 57 円で、使用者代表委員の御主張がプラス 51 円と、話しを伺ったところでございます。

労使双方の具体的な考え方や引上げ額をお聞きしましたので、少し公益委員の中で打合せをしたいと思います。その間なのですが、双方の主張額の開きがそれほど大きくはないということもありますので、公益委員が話しをしている間、労働者側と使用者側とで直接話し合っていただく時間をとってもらってよろしいでしょうか。

労 使 委 員

(承 諾)

部 会 長

そうしましたら、労使直接に話し合いをしていただくという時間をどのくらい必要でしょうか。10分から15分でいかがですか。

野 中 委 員

15分くらいいただければと思います。

部 会 長 それでは、あの時計で 30 分にしましょうか。あの時計で 30 分になりましたら審議を再開したいと思いますので、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれが直接お話をされるということにしたいと思います。
事務局は控室に誘導をお願いいたします。

(労使代表委員退室)

(労使代表委員入室)

(議事再開)

部 会 長 それでは再開いたします。
ただ今協議をいただきました労使直接協議の結果を報告していただいてもよろしいですか。
それぞれのお立場があるでしょうから、まず労働者代表委員からお願いします。

野 中 委 員 はい、では労働者側として、野中の方から報告をさせていただきたいと思います。
まず、先ほどお互いに金額を提示させていただきました。労働者側 57 円、使用者側 51 円といただきまして、担当の我々の話し合いの中ですが、賃金で行きますと大分県のいわゆる地域別最低賃金が目安 5 円プラスの 55 円という状況を踏まえ、大分県の鉄鋼業最低賃金も同じ福岡と同様の 1,053 円となっており、同額の推移をしておりますので、先ほど 57 円と主張しましたがけれど、使用者側に歩み寄って労働者側としては 55 円の主張をさせていただきたいと思います。
以上です。

部 会 長 はい、ありがとうございます。
それでは、使用者代表委員もお願いします。

久 田 委 員 使用者側ですけれども、主張としては、現行の最賃額にプラス 51 円ということは変えないという段階です。
というのも、地域別最低賃金が 992 円ということですが、地域別最低賃金と鉄鋼業最低賃金との格差が大きいことと、今回この格差を更に広げることになることから、格差が広がっていくことが引っかかるということです。
今回、労働者側と検討したところではありますが、歩み寄りとして新たな金額が示されたということで、一旦今日は持ち帰って、もう一度使用者側の中で考えたいと思っています。
以上です。

部 会 長

はい、ありがとうございます。

それではまとめますと、労働者側の御主張といたしましては、近隣の鉄鋼業がある大分県の県最低賃金が目安プラスの 55 円の引上げであるのと、鉄鋼業の特定最低賃金が福岡県と大分県で同額であるということに鑑み、福岡県の鉄鋼業の特定最低賃金も 55 円であるということをお主張されたということでした。

使用者側の御主張といたしましては、福岡県の地域別最低賃金の引上げ額が 51 円であることから、これと同額の 51 円を主張したいということでした。

このまとめ方でよろしいでしょうか。

各 委 員

(相違なし)

部 会 長

はい、そのようにしたいと思います。

それぞれ持ち帰っていただいて協議をしていただきますが、おそらくかなりお話は進んでいることと思いますけれども、やはりお互いに納得のいく形で終わりたいと思っております。

次回 10 月 1 日に向けまして十分にお話をしていただければと思っております。

以上につきまして、委員の皆様方から何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

各 委 員

(意見等なし)

部 会 長

はい、それでは、最後に議事(3)の「その他」でございます。

事務局からお願いできますでしょうか。

室長補佐

(次回の開催日等、連絡事項を説明)

部 会 長

はい、ありがとうございます。

それでは、これをもちまして第 2 回専門部会を閉会といたしたいと思います。

お疲れさまでした。

